

財務省告示第二百八十四号	国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第四条第三項の規定に基づき、平成十六年六月二十一日に発行する利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。	平成十六年六月十八日	財務大臣 谷垣 禎一	一 名称及び記号	二 発行の根拠	三 振替法の適用等	四 発行方法	五 発行額	六 払込金額
				利付国庫債券（十年）（第二百六十回）	財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第一百一号）第十一条第一項	成振替法（七十五号）以下	国債の募集の取扱い及び引受けを目的として組織される団体との間に国債の募集の取扱い及び引受けに関する契約を締結する	額面金額で一兆九千億円	一兆九千四百四十四億八千四百五十万円

七 最低額面金

五万五千円

八 振替単位

振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最も額の金

九 発行の日

平成十六年六月二十一日

募集の価格

額面金額百円につき百円七十六

十一 利率

一年・六パーセント

経過利率

額に加えて、次の算式により計算する。 出た金額を第九号の規定

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.6}{100} \times \frac{1}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるもの

十三 初期利子

平成十六年十二月二十日算出し、次の算式により算出する。 税率を乗じた金額を控除

は、前記(一)の算式により算出し、た金額に当該非居住者又は外国人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額を控除する。 平成十六年十二月二十日算出し、次の算式により算出する。

た金額を支払う。ただし、支払
 期が銀行休業日に当たるとき
 は、その翌営業日に支払う（以
 下、次号及び第十五号において
 規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{償還金額} \times 1.6}{100} \times 2$$

十四	第二期 以後の利子	毎年六月二十日及び十二月二十 日を支払期とし、各支払期にお いて、その日以前六月間に属す る利子を支払う。	平成二十六年六月二十日	日本銀行	額面金額百円につき百円	平成十六年六月三日から平成十 六年六月十五日まで	平成十六年六月二十一日
十五	償還期限						
十六	償還金額						
十七	元利支						
十八	払集期間						
十九	払込期日						